

第 73 号議案

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例  
の件

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例  
(港湾施設条例の一部改正)

第 1 条 神戸市港湾施設条例(昭和 48 年 4 月条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(運河の使用制限及び禁止事項) 第 27 条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>運河の適正利用のため必要があるものとして規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行</u>	(運河の使用制限及び禁止事項) 第 27 条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(3) [略] (4) 規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させること。

させること。

ア～エ [略]

オ 兵庫運河内において行う港湾  
法第37条第1項第1号に掲げる  
行為に係る同項の許可又は兵庫  
運河内において行う船舶の係留  
に係る条例第3条の規定による  
許可を受けた船舶

カ 兵庫運河内又は兵庫運河沿い  
で実施される行事等に使用され  
る船舶であつて、兵庫運河を航  
行することについて市長の許可  
を受けたもの

キ 国又は地方公共団体の業務の  
用に供する船舶

ク 水難その他の非常事態の発生  
に際し必要な措置を講ずるため  
の船舶

ケ [略]

第7章 [略]

(罰則)

第43条の2 第27条第4号の規定に違  
反した者については、20万円以下の  
罰金に処する。

第44条 この条例の規定（第27条第4  
号の規定を除く。）に違反した者につ  
いては、5万円以下の過料に処す  
る。

ア～エ [略]

オ [略]

第7章 [略]

(過料)

第44条 この条例に違反した者につ  
いては、5万円以下の過料に処する。

(須磨海岸を守り育てる条例の一部改正)

第2条 須磨海岸を守り育てる条例(平成20年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(9) [略]  <u>(10)、(11)</u> [略] 2、3 [略] (航行の禁止)	(行為の禁止) 第23条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、海岸において、正当な理由なく、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(9) [略] <u>(10) モーターボート、ヨット、水上オートバイ、セールボード、サーフボードその他の船舟類(その推進力を利用した接続器具を含む。)</u> 又は <u>気体若しくは液体を噴出させる機器を接近させる等により他の者に危険を及ぼすこと。</u> (11)、(12) [略] 2、3 [略] (航行の禁止)

第24条 何人も、海岸の適正利用及び安全確保のため必要があるものとして規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させてはならない。

(1)、(2) [略]

(3) 国の機関又は地方公共団体が、海岸の管理その他の行政目的を達成するために必要な船舶

(4) 海岸における水難事故その他の事故（以下「水難事故等」という。）に係る救助に従事する船舶

(5) 海岸における水難事故等を防止するために必要な船舶

(6) 第6条第1項の許可を受けた者が使用する又は第23条第2項各号の許可を受けた行為をする船舶

(7) [略]

(罰則)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

第24条 何人も、法令に別に定めがあるもののほか、規則で定める区域内において、推進機関として内燃機関又は電動機を備える船舶のうち次に掲げる船舶以外の船舶を航行させてはならない。

(1)、(2) [略]

(3) [略]

第26条 第21条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

<p>る。</p> <p>(1) 第23条第1項第1号から第5号までに掲げる行為をして、同条第3項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1) 第23条第1項第1号から第5号まで<u>及び第10号</u>に掲げる行為をして、同条第3項の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>第24条の規定に違反した者</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

港湾施設及び須磨海岸の適正な利用をさらに推進し、航行者及び水面利用者の安全確保をより強固なものとするに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 73 号議案 「神戸市港湾施設条例及び須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例の件」の概要

<神戸市港湾施設条例>

1. 改正の趣旨

- ・水上オートバイ等の航行禁止区域への進入に対する罰則規定の追加

兵庫運河の適正な利用と航行者、運河利用者の安全を確保するために、令和4年5月1日施行の条例改正により、水上オートバイやプレジャーボート等（以下、水上オートバイ等）の航行禁止区域（和田岬線旋回橋～材木橋）を設定したが、より実効性を高めるために、規定に違反し、航行禁止区域に進入した者に対する罰則規定を設ける。また、罰則規定の追加にあたって関係条文の文言の整理を行う。

2. 改正の内容

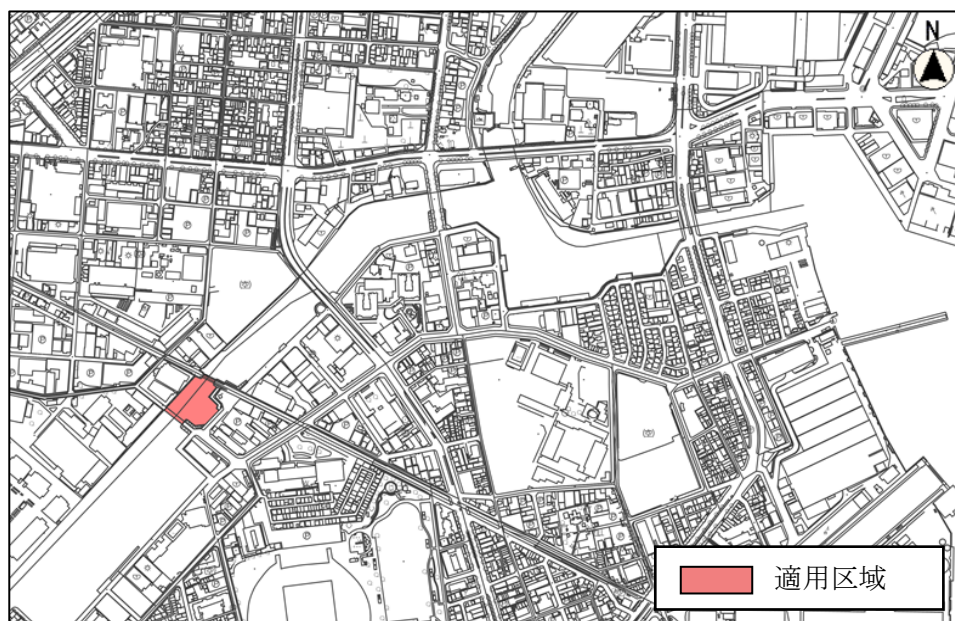
【罰則規定】航行禁止区域で水上オートバイ等を航行させた場合、20万円以下の罰金に処する。

【区 域】運河の適正利用のため必要があるものとして規則で定める区域

【規制対象】推進機関として内燃機関または電動機を備える船舶（漁船・事業船、国または地方公共団体の船舶、市長の許可を受けた船舶、救命艇等を除く）

【施 行 日】令和6年4月1日

（参考：航行禁止区域） 和田岬線旋回橋～材木橋の間の水域



3. 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果

(1) 意見提出期間

令和5年8月10日（木）～令和5年9月10日（日）

(2) 実施結果（意見数）

0件

## <須磨海岸を守り育てる条例>

### 1. 改正の趣旨

- ・水上オートバイ等の航行禁止区域への進入に対する罰則規定の追加

須磨海岸の適正な利用と海岸利用者の安全を確保するために、令和4年5月1日施行の条例改正により、水上オートバイやプレジャーボート等（以下、水上オートバイ等）の航行禁止区域（須磨海岸の離岸堤より内側の水域）を設定したが、より実効性を高めるために、規定に違反し、航行禁止区域に進入した者に対する罰則規定を設ける。また、罰則規定の追加にあたって関係条文の文言の整理を行う。

### 2. 改正の内容

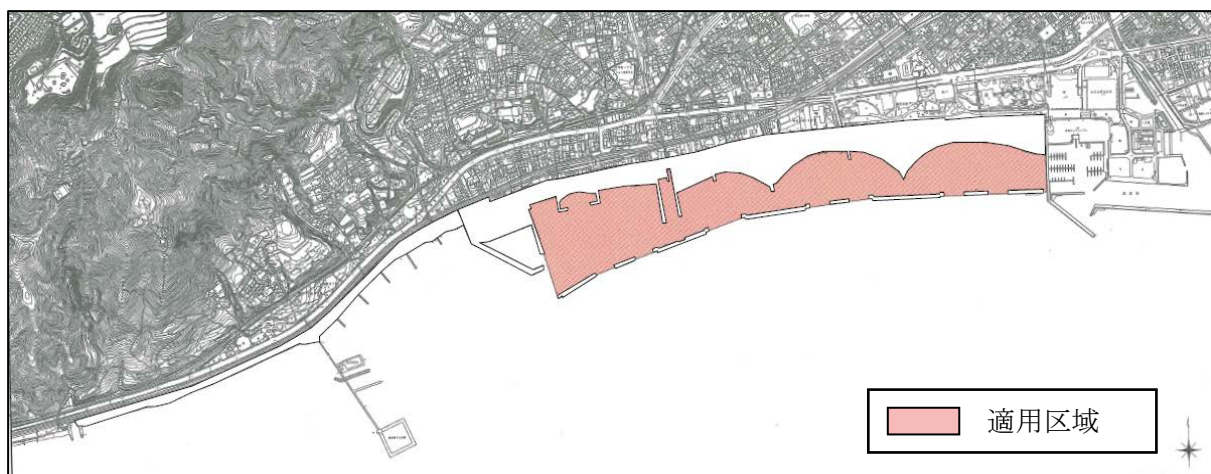
【罰則規定】航行禁止区域で水上オートバイ等を航行させた場合、20万円以下の罰金に処する。

【区 域】須磨海岸の適正利用のため必要があるものとして規則で定める区域

【規制対象】推進機関として内燃機関または電動機を備える船舶（漁船・事業船、国または地方公共団体の船舶、市長の許可を受けた船舶、救命艇等を除く）

【施 行 日】令和6年4月1日

（参考：航行禁止区域） 須磨海岸の離岸堤より内側の水域



### 3. 市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果

#### （1）意見提出期間

令和5年8月10日（木）～令和5年9月10日（日）

#### （2）実施結果（意見数）

3件

(3) 意見の概要及び市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています

	意見の概要	神戸市の考え方
1	<p>須磨海岸での水上バイクやスキーの規制をすると塩屋の海岸は規制がないから良いのかと塩屋海岸まで流れて来ないかと不安なので塩屋海岸まで規制をしてもraitai。</p> <p>塩屋の海岸も特に夏場、深夜の焚き火、花火、バーベキューなど若者などが深夜まで酒盛りして騒ぐなど騒音や温暖化など不安で注意書やパトロールなど力を入れてほしい。</p>	<p>塩屋の海岸は国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所が管理していますので、須磨海岸での取り組みを含め、いただいたご意見を十分に伝えます。</p>
2	<p>① 水上オートバイやレジャーボートの侵入禁止区間を設けるだけでなく、陸・海上警察と連携して定期的に巡回・指導・摘発を行うなど実行性の担保もよろしくをお願いします。</p> <p>② 水上オートバイやレジャーボートを所有できる裕福な層をうまく誘導できれば地域経済も活性化するかもしれません。旧海釣り公園がそれにあたるのかもしれませんが、海上レジャーを一律にならず者とみなすのではなく、ルールを守れば楽しく、破ればペナルティとなるよう一層の工夫をお願いします。</p>	<p>須磨海岸には防犯カメラを設置しており、水上オートバイ等の進入事案が発生した場合には、防犯カメラの録画映像を警察、海上保安庁に提供することで摘発が可能となるよう、条例改正を行うものです。引き続き警察、海上保安庁等と連携していきます。</p> <p>須磨海岸利用者の安全を確保するために海岸内への水上オートバイ等の進入の規制をしていますが、今回の条例改正は、より実効性を高めるために罰則規定を設けるものです。</p>
3	<p>最近の神戸市は何でも条例化して、様々な分野のエンタメ系のコンテンツを制限、あるいは禁止している。それならこの場所ならコンテンツを自由に楽しめる場所の提供も考えるべきである。そうでなければ神戸市の規制オーバーを嫌って市外への若者市民の流出は止まらないだろう。</p>	<p>利用者が多い須磨海岸において安全を確保するためにエリアを限定して水上オートバイ等の進入の規制をしていますが、今回の条例改正は、より実効性を高めるために罰則規定を設けるものです。</p>